

(図表1) 総合主義(全取得主義)と帰属主義の課税方式の違い(所得の種類別)  
【総合主義】<sup>(注1)</sup> 【帰属主義】<sup>(注1)</sup>

| 内外区分<br>所得区分 | PEあり                                  | PEなし   | 内外区分<br>所得区分                            | PEあり                                 | PEなし                                |
|--------------|---------------------------------------|--|---|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 国内源泉所得       | 国内事業所得<br><small>(二部源泉徴収+申告)</small>  | 課税対象外<br><small>(国内事業所得)<br/>(PE帰属所得を対象にネット所得課税)</small> | (国内事業所得)<br><small>(二部源泉徴収+申告)</small>  | 課税対象外<br><small>(国内資産の運用・保有)</small> | PEあり<br><small>(国内資産の運用・保有)</small> |
| 国内資産の運用・保有   | 国内資産の譲渡<br><small>(二部源泉徴収+申告)</small> | 課税(申告)   | 国内源泉所得                                  | 課税(申告)                               | PEなし                                |
| 国内資産の譲渡      | 課税対象外<br><small>(二部源泉徴収+申告)</small>   | PEあり<br><small>(国内資産の譲渡)</small>                         | 国内源泉所得                                  | 課税対象外<br><small>(二部源泉徴収+申告)</small>  | PEなし                                |
| 国内不動産の譲渡・賃貸  | 課税(源泉微収+申告)                           | PE非帰属<br><small>(国内不動産の譲渡・賃貸)</small>                    | 国内不動産の譲渡<br><small>(二部源泉徴収+申告)</small>  | 課税(源泉微収+申告)                          | PEなし                                |
| 利子・配当・使用料    | 課税(源泉微収)                              | PE非帰属<br><small>(利子・配当・使用料)</small>                      | 利子・配当・使用料<br><small>(二部源泉徴収+申告)</small> | 課税(源泉微収)                             | PEなし                                |
| 国外源泉所得       | 課税対象外<br><small>(二部源泉徴収+申告)</small>   | PEあり<br><small>(国外源泉所得)</small>                          | 国外源泉所得                                  | 課税対象外<br><small>(二部源泉徴収+申告)</small>  | PEなし                                |

<sup>(注1)</sup> 総合主義はわが国の改正前の国内法、帰属主義は主要国における一般的な帰属主義のイメージ<sup>(注2)</sup> 事業譲渡類似株式の譲渡益等<sup>(注3)</sup> PE帰属所得は国内源泉所得とされる。<sup>(注4)</sup> PEが有する外国債券につき支払を受ける利子<sup>(注5)</sup> 外国法人の本店が日本の証券市場において譲渡した有価証券の譲渡益等<sup>(出所)</sup> 財務省資料

- ⑧ 過大支払利子税制の適用(措法66の5の2)  
過大支払利子税制の対象となる関連者支払利子等の額に、外国法人のPEと本店等との間の内部支払利子を含める。

- ⑨ P Eの閉鎖に伴う資産の時価評価損益(法法142の8)  
P Eを有する外国法人がP Eを有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日の属する事業年度終了の時にP Eに帰せられる資産の評価益または評価損は、P E帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入する。

- ⑩ 過少資本税制の適用除外(措法66の5)  
過少資本税制の適用対象から、外国法人が支払う負債の利子等を除外する。

- ⑪ 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入(法法142の5)  
外国銀行または第二種金融商品取引

- 合をP E帰属資産の額に乗じて、P E帰属資本の額を算定する方法)のいずれかを選択して計算し、継続適用する(法令188)。

- ⑫ P Eを有する外国法人の国内源泉所得の範囲の見直し(法法138)  
平成26年度税制改正において、外國法人への課税原則の見直しが行われた。外国法人に対して、従来は「総合主義」(日本支店等のPermanent Establishment(以下、「P E」という)すべての国内源泉所得を合算して、法人税を課税を行っていたところ、これを「帰属主義」(P Eに帰属する国内源泉所得のみ、法人税を課税する考え方)に変更された。

- 改正前では、外国法人等について国内源泉所得として法人税が課税される考え方)に変更された。

## 国際課税の改正ポイント

は、国内源泉所得の種類に応じてP Eの有無により課税関係が決定されていた。これが帰属主義になると、P Eの有無ではなく、P Eに帰属する所得とそれ以外で区別し、P Eに帰属する所得は「P E帰属所得」という属性で課税されることとなる。このように所得の種類と課税方式が変わることにより、改正前は課税していないかったP Eに帰属する国外源泉所得について「P E帰属所得」として法人税課税されることとなる一方で、P E非帰属の国内源泉所得については法人税課税されず源泉徴収で課税関係が終了する(図表1)。

### (1) P Eを有する外国法人の国内源泉所得の範囲の見直し(法法138)

信成国際税理士事務所  
米国公認会計士  
福島 慎一

更正期限の延長の特例および同業者に対する質問検査権については、移転価格税制と同様に適用されるが、推定課税は適用されない。

### ② 保険会社の投資資産および投資収益(法法142の3)

外国保険会社のP Eに係る投資資産の額が、P Eに帰せられるべき投資資産の額に満たない場合には、その満たない部分に相当する金額に対応する収益の額は、P E帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に計算する。

### ③ P Eに帰せられるべき資本に對応する負債の利子の損金不算入(法法142の4)

P Eを有する外国法人の本店等とP Eとの間の内部取引の対価の額と所得が独立企業間価格と異なることにより、P E帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額が過大となるときは、当該内部取引は独立企業間価格によるものとみなす。

### ④ 外国法人の内部取引に係る課税の特例の創設措法66の4の3)

P Eを有する外国法人の本店等とP Eとの間の内部取引の対価の額と所得が独立企業間価格と異なることにより、P E帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額が過大となるときは、当該内部取引は独立企業間価格によるものとみなす。

### ⑤ 本店配賦経費に関する書類の保存がない場合における本店配賦経費の損金不算入(法法142の7)

P Eを有する外国法人の本店配賦経費につき、その配分の基礎となる書類の保存がない場合には、その書類の保存がなかった本店配賦経費についてP E帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

### ⑥ P Eの閉鎖に伴う資産の時価評価損益(法法142の8)

P Eを有する外国法人がP Eを有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日の属する事業年度終了の時にP Eに帰せられる資産の評価益または評価損は、P E帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入する。

### ⑦ 過少資本税制の適用除外(措法66の5)

過少資本税制の対象となる関連者支払利子等の額に、外国法人のPEと本店等との間の内部支払利子を含める。

て全額が損金不算入となる。

更正期限の延長の特例および同業者に対する質問検査権については、移転価格税制と同様に適用されるが、推定課税は適用されない。

### ⑧ 保険会社の投資資産および投資収益(法法142の3)

外国保険会社のP Eに係る投資資産の額が、P Eに帰せられるべき投資資産の額に満たない場合には、その満たない部分に相当する金額に対応する収益の額は、P E帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に計算する。

### ⑨ P Eに帰せられるべき資本に對応する負債の利子の損金不算入(法法142の4)

P Eを有する外国法人の本店等とP Eとの間の内部取引の対価の額と所得が独立企業間価格と異なることにより、P E帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額が過大となるときは、当該内部取引は独立企業間価格によるものとみなす。

### ⑩ 外国法人に係る外国税額控除(法法142の2)

P Eを有する外国法人が納付する控除対象外国法人税の額について、控除限度額の範囲内でP E帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

### ⑪ P Eに係る取引に係る文書化(法法142の2)

P E帰属所得を有する外国法人は、当該外国法人が他の者との間で行った取引で、当該取引から生ずる所得が当該外国法人のP Eに帰せられるものに係る明細を記載した書類、および外国法人の本店等とP Eとの間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならない(次頁図表2)。

### ⑫ 租税回避の防止(法法147の2)

外国法人の行為または計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為または計算にかかるわらず、税務署長の認めるところにより、P E帰属所得に係る所得に対する法人税の課税標準、税額等を計算することができる。

特集 政省令までフォロー!  
要点解説 平成26年度税制改正

(図表4) 移転価格文書化に規定する財務省令で定める書類

|   |
|---|
| ① 国外関連取引の内容を記載した書類(法規22の10①一)                       |
| 取引に係る資産の明細役務の内容                                     |
| 取引において双方が果たす機能負担するリスクに係る事項                          |
| 取引において使用した無形資産の内容                                   |
| 取引に係る契約書または契約の内容                                    |
| 取引の対価の額の設定方法、設定に係る交渉の内容                             |
| 取引に係る損益の明細  |
| 市場に関する分析その他の市場に関する事項                                |
| 関連者双方の事業方針  |
| 取引と密接に関連する他の取引の有無およびその内容                            |
| ② 国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類(法規22の10①二)          |
| 選定した移転価格算定方法、選定理由、その他独立企業間価格を算定するにあたり作成した書類         |
| 採用した比較対象取引等の選定に係る事項、比較対象取引等の明細                      |
| 利益分割法を選定した場合の関連者双方への帰属金額を算出するための書類                  |
| 複数の国外関連取引を一取引として独立企業間価格の算定を行った場合の理由および各取引の内容を記載した書類 |
| 比較対象取引等について差異調整を行った場合の理由および方法を記載した書類                |

(図表5) PE・国外PEに係る取引に係る文書化と移転価格文書化の関係

|        |  |
|--------|--|
| 第1ステップ | ・内部取引およびPEに帰属する外部取引の認識<br>・内部取引には法的拘束力のある契約書等といったものが当然には存在しない<br>・財務省令で定める書類を作成しなければならない(義務化・適用要件) |
| 第2ステップ | ・内部取引の独立企業間価格算定<br>・第1ステップで作成された内部文書をもとに独立企業間価格を算定<br>・税務当局から求めがあった場合には遅滞なく提示または提出(間接的な義務化)        |

## 書類係る取引に係る文書化と移転価格文書化の関係

今回の税制改正により、PE・国

外PEに係る取引について文書の作成が求められることとなつた。さ

らPE・国外PEに係る取引について文書化には、第1ステップ(内部

は、外国法人等の内部取引に係る課税の特例が創設され、移転価格文書の作成も求められることとなつた(図表4)。この新しい2種類の文書化規定について、その関係・違いを整理すると次のとおりである(図表5)。

取引およびPEに帰属する外部取引の認識)のための文書化と第2ステップ(内部取引の独立企業間価格算定)のための文書化の2種類がある。

② PE・国外PEに係る取引につ

いては、本支店間の内部取引には

法的拘束力のある契約書等といっ

たものが当然には存在しないこと

から、内部取引の存否および内

部取引の存否および内容

を明確にするため第1ステップの

文書化を行う。次に、第1ステッ

プで作成された内部文書をもとに、

独立企業間価格を算定するため第

2ステップの文書化を行う。

③ 第1ステップのための文書化に

ついては、「財務省令で定める書類

を作成しなければならない」とさ

れ作成が義務化または適用要件と

なっている。一方、第2ステップ

のための文書化については、「国税

庁の当該職員又は法人の納稅地の

所轄税務署若しくは所轄國稅局の

当該職員が、:(略):財務省令

で定めるもの又はその写しの提示

又は提出を求めた場合において、

当該法人がこれらを遅滞なく提示

し、又は提出しなければならないとされ、間接的な義務にとどまつて

ている。

(図表3) 国外源泉所得一覧

|  |         |
|--|---------|
| 国外PE帰属所得   | 法法69④一  |
| 国外にある資産の運用または保有による所得   | 法法69④二  |
| 国外にある資産の譲渡による所得  | 法法69④三  |
| 国外における人的役務提供事業の所得  | 法法69④四  |
| 国外にある不動産等の貸付けによる所得   | 法法69④五  |
| 国外にある債券、預貯金等の利子等の所得  | 法法69④六  |
| 国外法人からの配当等の所得  | 法法69④七  |
| 国外における貸付金利子等の所得  | 法法69④八  |
| 国外における使用料等の所得  | 法法69④九  |
| 国外における広告宣伝の賞金の所得   | 法法69④十  |
| 国外における生命保険契約に基づく年金等の所得   | 法法69④十一 |
| 国外にある定期積金または相互掛金の給付補填金、抵当証券の利息、貴金属等の売買条件付売買に基づく利益、外貨建預貯金の為替差益および一時払養老保険等に基づく差益 | 法法69④十二 |
| 国外の事業者に係る匿名組合契約等に基づく利益分配の所得  | 法法69④十三 |
| 国内および国外にわたって船舶または航空機による運送事業を行うことにより生じる所得のうち国外事業につき生じる所得                        | 法法69④十四 |
| 租税条約により相手国において租税を課することができるとされる所得   | 法法69④十五 |
| その他の国外源泉所得(法令145の13に掲げるもの)   | 法法69④十六 |

(図表2) PEに係る取引に係る文書化に規定する財務省令で定める書類

|  |
|--|
| ① 外部取引に関する書類(法規62の2)   |
| 取引の内容を記載した書類   |
| 取引において使用した資産ならびに負債の明細を記載した書類                                     |
| 取引において果たす機能ならびに当該機能に係る事項を記載した書類                                  |
| 取引において果たした機能に係る事項ならびに当該部門の業務内容を記載した書類                            |
| ② 内部取引に関する書類(法規62の3)   |
| PEと本店等との間の内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、送り状、領収書等の証憑類に相当する書類 |
| 内部取引において使用した資産ならびに負債の明細を記載した書類                                   |
| 内部取引において果たす機能ならびに当該機能に係るリスクに係る事項を記載した書類                          |
| 内部取引において果たした機能に係る事項ならびに当該部門の業務内容を記載した書類                          |
| その他内部取引に係る事実が生じたことを証する書類   |

## 留意すべき改正点

(1) 外国税額控除の限度額算定の基礎となる国外源泉所得の範囲が、国外源泉所得を積極的に定義する方式に改められた(図表3)。

改正前において「国内源泉所得以外の所得」とされている国外源泉所得の範囲が、国外源泉所得を積極的に定義する方式に改められた(図表3)。

改正前において「国内源泉所得以外の所得」とされている国外源泉所得の範囲が、国外源泉所得を積極的に定義する方式に改められた(図表3)。